平成２２年（フ）第２０９５号
京都市南区東九条南烏丸町61番地　ハイツムービー310号
債務者　松山　恵美
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１８１号
京都府城陽市寺田乾出北46番地の１　ＴタウンＤ棟105号
債務者　堀井由香子（債務発生時の姓松橋）
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９３号
京都府宮津市字須津1640番地の１
債務者　岩城　麻紀
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第７７号
京都府福知山市字天田125番地の２市営つつじが丘団地67号
債務者　奥村記美子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第１０７３号
大阪市都島区友渕町１丁目２－５　大阪拘置所内、住民票上の住所堺市堺区山本町２丁55番地29
債務者　平尾　信之
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６２１号
堺市堺区中之町東２丁１番13―507号
債務者　酒井　　香
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８０８号
大阪府松原市北新町５丁目113番地の１―105号、前住所大阪府松原市北新町５丁目113番地の３―201号
債務者　濱本　啓子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８１１号
大阪府柏原市本郷２丁目３番37号
債務者　酒巻　國夫
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８１６号
堺市西区浜寺石津町西４丁10番29号
債務者　窄　　正人
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８３１号
堺市東区白鷺町１丁15番４号
債務者　和田　艶子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８３２号
大阪府松原市北新町３丁目９番５号
債務者　山下　吉数
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８５２号
大阪府河内長野市長野町６番８―1303号
債務者　向井　　勲
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８７２号
堺市中区深井沢町3143番地　アミューレット深井201号
債務者　高好三千代
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８７９号
大阪府松原市東新町４丁目３番20号
債務者　林　幸太郎
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８９２号
堺市南区宮山台２丁１番３―306号
債務者　三好　幸友
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８９３号
堺市中区福田484番地27　ラ・シャンブル福田Ⅱ・306号
債務者　三好　　修
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８９４号
堺市中区福田484番地27　ラ・シャンブル福田Ⅱ・306号
債務者　三好　美紀（旧姓安本）
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係